

裁判所書記官印



## 証人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和6年(ネ)第453号
期日	令和6年10月9日 午前10時30分
氏名	[REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

### 陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

宣誓

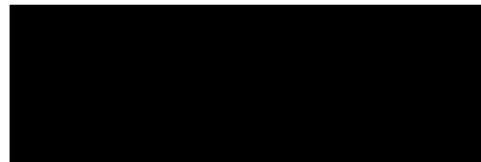
良心に従つて真実を述べ、

何事も隠さず、また、

何事も付け加えないことを

誓います。

氏名



# 速記録 (令和6年10月9日 第2回口頭弁論)

事件番号 令和6年(ネ)第453号

証人氏名 [REDACTED]

一審被告東京都指定代理人(嶺)

乙第53号証、乙第103号証を示す

この陳述書は、私たち指定代理人が証人からお聞きした内容を記載し、証人がその内容を確認した上で署名押印したものに間違いありませんか。

はい。

この陳述書の中で、訂正をしたり、付け加えたりしたいところはありますか。

1点修正があります。乙第103号証の2ページ目、3段落目の4行目の部分、「雑談として話そうと思い、」というところを「情報共有と相談のために話そうと思い、」に訂正いたします。

ほかに訂正したい箇所はありますか。

ありません。

証人は、陳述書記載のとおり、警視庁公安部外事第一課で勤務していた当時、大川原化工機株式会社を被疑者とする外為法違反被疑事件の捜査に従事していましたか。

はい。

証人は、この捜査で、取調べ官である安積警部補の補助者として島田氏の取調べに立ち会っていましたか。

はい。

いわゆる貨物等省令2条の2第2項5の2のハ、定置した状態で内部を滅菌又は殺菌をすることができるもの、これを本件要件ハといつて聞きます。一審判決では、安積警部補が島田氏に対する取調べで、本件要件ハの殺菌とは、熱風によって噴霧乾燥器内部の細菌が一部でも死ねば、たとえ生き残ってい

たとしても殺菌に当たると誤解させたとの認定があったことは御存じですか。

はい。

安積警部補が島田氏に殺菌の解釈を誤解させるような取調べをした事実はありましたか。

ありません。

安積警部補や証人は、取調べ当时、本件要件ハの殺菌の解釈がどのようなものだったと理解していましたか。

装置内部の特定又は不特定の細菌の全てを殺すこと、また運用通達に示されている内容と理解しておりました。

乙第3号証を示す

証人が今おっしゃった運用通達というのは、こちらの「輸出貿易管理令の運用について」のことによろしかったでしょうか。

はい。

こちらの1116ページを示します。経産省が運用通達で示している殺菌の解釈とは、この黄色のマーカーで記載してある部分です。こちらの「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができる」、この部分のことでしょうか。

はい。

安積警部補は、島田氏にこの運用通達を取調べで示していましたか。

はい。

どういう意図で示したんでしょうか。

経済産業省の殺菌の解釈を伝えるために示しました。

再度こちらの乙3号証の部分を示します。今言った話の1段落下のところなんですが、「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」とされていることからしても、一部でも菌が死ねば殺菌ということにはならないのではないでしょうか。

はい。

証人は、島田氏が殺菌の解釈を誤解させられ、誤った理解をしていましたという主張をいつ頃知ったんでしょうか。

第一審判決後に知りました。

そのような主張内容を聞いて、証人はどう思いましたか。

取調べの際にも殺菌の解釈というのは共通認識だと思っておりましたし、なぜ今頃になってこのようなことを言うんだろうというような感じを受けました。

取調べの当時、島田氏が殺菌の解釈を誤解していた様子はありましたか。

ありません。

どうしてそう思ったんでしょうか。

安積警部補が運用通達を示しておりましたし、1匹でも生き残っていればそれは感染してしまうんじゃないかと説明しておりました。また、大川原の社内においても取調状況というのは共有されていたと記憶しておりますし、島田さんだけが誤解するというようなことはなかったと思います。

今証言がありました、1匹でも菌が残っていたら感染しちゃうじゃないですかとの安積警部補の発言は、島田氏から少しでも菌が死ねば殺菌なんですかと問われた際に答えた内容でしょうか。

殺菌の話になったときに、そのような話をしたと思います。

当時の捜査方針としても、殺菌とは装置内部の特定の細菌を全て死滅させる必要があることを前提とされていたんでしょうか。

はい。

そのような中で、島田氏に対してだけ誤った解釈、殺菌の解釈を示して取調べをすることなどは可能だったんでしょうか。

不可能だと思います。

本件要件ハの趣旨目的は何ですか。

噴霧乾燥器の内部に残った細菌が作業員に感染することを防ぐための  
ものと理解しております。

装置内部に菌が一部でも生き残っていた場合、作業員はどうなりますか。

被曝してしまうと思います。

証人としては、一部でも菌が死ねば殺菌といった解釈を思い付いたこと、考  
え付いたことはありますか。

ありません。

本件要件ハの趣旨目的は、取調べ当時、島田氏も理解はしていましたか。

はい。

仮に経産省が示す解釈と明らかに異なる殺菌の解釈を安積警部補から示され  
たからといって、島田氏はそれをそのままのみにするような立場の人だっ  
たんでしょうか。

いいえ。

どうしてそういうふうに思いますか。

島田さんは、会社の該非判定委員会のメンバーでもありましたし、輸  
出管理の責任者として規制導入前から経産省とやり取りをする立場に  
あったからです。

そうすると、島田氏は、社内においても輸出規制に関しては詳しい人物であ  
ったと認識していましたか。

はい。

島田氏は、任意取調べが開始された以降も経産省に相談に行っていましたか。

はい。

取調べの以前から捜査で判明していた事項について伺いますが、規制導入前、  
島田氏と経産省担当者とのやり取りの中で、殺菌に関するものは何かありま  
したか。

装置内部を100度と高温で保てば殺菌ができるというような説明を経産省にしていたと思います。

島田氏と経産省とのメールのやり取りの中で、蒸気滅菌に関するものは何かありましたか。

島田さんが本件要件ハを蒸気滅菌に限定するよう意見を出しておりましたが、結局のところ、殺菌の方法はあらゆる方法が含まれると経産省から示されていたと思います。

規制導入前に、原告会社の社内会議で島田氏が何か発言していたことはありましたか。

イ、ロの要件で規制対象外のものもあるが、基本的に許可申請が必要だと発言しておりました。

また、島田氏は、顧客から殺菌に関する要望を受けて何か対応していたことはありましたか。

顧客から噴霧乾燥器の内部の一部に菌がたまっているので殺菌したいような相談があって、島田さんが乾熱による殺菌実験を行って、殺菌可能であると回答していたと思います。

この規制導入前、原告会社がパブリックコメントで何か意見を出していたということはありましたか。

毒素や病原性微生物を乾燥するために専用設計された装置に限定するよう要望しておりましたが、これも結局のところ採用はされませんでした。

これらのやり取りや、その結果、そういったものが記された検査資料というものは、取調べで島田氏に対して示されましたか。

はい。

島田氏は、原告会社の噴霧乾燥器が非該当だというふうに考えていた理由としてどのようなことを主張していましたか。

定置した、があるので、CIP機能付きのものだと考えていたと言つていました。

殺菌というためには菌がどの程度死ぬ必要があるのかという点については主張していましたか。

それはしていません。

安積警部補は、島田氏の供述調書の内容に、例えば本件要件ハの殺菌の正確な内容については理解していますなどといった記載はされていましたか。

していないと思います。

記載されていなかった理由としてはどういうふうに考えられますか。

島田さんも我々も、本件要件ハの殺菌、これは曝露防止のためということは理解していましたし、そのためには装置内部の特定の細菌を全て殺さなければならないということを共通認識していたので、また安積警部補も運用通達を示していたので、あえて記載する必要はなかつたものと思います。

特定の菌を全て死滅させる必要があるということは、取調べにおいて、当然の前提として進められていたということでしょうか。

はい。

■警部補は、一審の証人尋問で、安積警部補が島田氏に誤解釈を与え、その上で供述を取ろうとしたという話を聞いたことがある旨を証言しているようでしたが、証人から ■警部補にその話をしたことはありましたか。

ありません。

取調べ官である安積警部補、立会いであった証人のほかに、実際の取調べ状況が分かる人物はいたんでしょうか。

いません。

CIP機能、すなわち自動洗浄装置が付いた噴霧乾燥器が輸出規制対象だと思っていた島田氏の主張に関してですが、これは合理的なものでしたか。

いいえ、客観証拠とも矛盾しておりました。

そう認識した理由として、原告会社の輸出実績について何か把握していたことはありましたか。

CIP機能付きの噴霧乾燥器を、本件要件ハをバツ、非該当として輸出していましたものがありました。

CIP付きの噴霧乾燥器であるのに、その点について、本件要件ハには非該当であったと判断されていたということでしょうか。

はい。

安積警部補は、調べの中で、CIP機能を有していることは法律等の条文上何ら要求されていないということは島田氏に指摘していましたか。

はい。

そのような矛盾点を追及した安積警部補の取調べに対して、島田氏はどのような説明をしていましたか。

一貫して、定置した、があるので、CIP機能付きのものだと、社長や相島さんからそのように言われて非該当として判定していたと言つておりました。

この規制導入段階から、殺菌はあらゆる方法が含まれること、これが経産省から示されていたのであれば、それを知る島田氏としては、CIP機能付きのものに限定されないということは分かっていたはずではないでしょうか。

はい。

取調べの手続等に関して伺います。安積警部補は、供述調書の読み聞かせ、閲覧については、どういった手順で行っていましたか。

まず、パソコンの画面を読み上げて読み聞かせを行い、その後に白紙に印字したものを島田さんに閲覧させました。修正箇所があればそれを更に訂正して、最後に供述調書の形にして印字して、それを閲覧させて署名指印という手順でした。

島田氏は、供述調書の内容を確認した上で署名指印をしていましたのでしょうか。

じっくり確認していたと思います。

島田氏から、供述調書の内容にニュアンスが違うなどと言って不満を言ってくることはありましたか。

ありました。

安積警部補は、島田氏のそのような申出に対してどのように対応していましたか。

趣旨を説明して、島田さんが納得したところについては訂正はしておりません。ただ、島田さんの言い分を聞いて訂正するところもありました。

証人から個別に島田氏に対して何か申し向けたことはありましたか。

納得できなければ署名指印しなくていいんですよということは伝えました。

それを伝えたのは、大体いつ頃のことだったでしょうか。

取調べが始まった初期の頃だと思いますので、恐らく平成31年の二、三月には言ってると思います。

証人としては、どうしてそのような発言、その説明をしようというふうに考えたんでしょうか。

島田さんが、言ってないことが調書になってる、言ったことを調書にしてくれないというようなことを言っていたので、まあ、島田さん本人のことですので、納得した上で署名指印するように、納得できなければ署名しなくていいんですよということを島田さんのために伝えました。

乙第71号証を示す

出力印字結果報告書を示します。こちらの末尾から6ページ目を示します。一番下のところに、ページ番号「2」と表記があるところになります。これ

は、島田氏が、任意取調べの初期段階である平成31年1月9日、原告会社の従業員宛てに、供述調書は完全に納得した上で署名するよう指示する内容のメールを送っているものとなります。証人は、これを見たとき、どのように感じましたか。

私が言う前から、納得できなければ署名指印しなくていいんだということを理解していたんだなあと感じました。

続いて、弁解録取の手続について伺います。安積警部補は、島田氏の弁解録取に際して、事前に白紙に下打ちしたものを準備していましたか。

そこはちょっと作成していたかは見ていないので分からぬのですが、これまでの供述調書の作成経緯からいって、白紙に印字したものを見ていたものと思います。

安積警部補は、実際に島田氏から弁解を録取していましたか。

していました。

島田氏は、白紙に印字された弁解録取の内容を見て、大川原氏と相嶋氏の指示により噴霧乾燥器を非該当で輸出したわけではないと発言をしていましたか。

していましたと思います。

それに対して、安積警部補はどのように指摘していましたか。

それでは島田さんが1人で決めたんですかということを言っていたと思います。

島田氏は、それに対してどう答えていましたか。

いや、社長や相嶋さんの言葉があったのでと、そういう意見を聞いて非該当としていましたと説明していました。

それを聞いて、安積警部補はどう説明していましたか。

それは、結局、社長や相嶋さんから指示されて、社の方針として非該当として輸出したことに変わりはないですかと向けたところ、島田

さんも、まあ、はいというようなことは言ってました。

証人としては、島田氏の、まあ、はいという発言はどういう意味と受け取りましたか。

そう言われば、まあ、そうですがというような感じに受け取りました。

この非該当の方針を社長や相嶋氏と決めていたことに関しては、この弁解録取手続が行われる前の任意取調べの段階から島田氏は供述していましたか。

まあ、そのような話はしておりましたし、そういう内容が含まれた供述調書にもじっくり確認して署名指印はしておりました。

弁解録取の話に戻りますが、印刷された弁解録取書を島田氏はちゃんと読んでいたんでしょうか。

はい。

しっかりと読んでいましたか。

はい。

島田氏は、署名指印をした後で、内容が違う、こんなことをするなんてなどと言ったとのことですが、これは、大川原氏と相嶋氏の指示により噴霧乾燥器を非該当で輸出した部分が削除されていなかったことに対する発言だったんでしょうか。

そうだったと思います。

一審の証人尋問では、[ ] 警部補と [ ] 警部補が、安積警部補が弁録を直したふりをして署名をさせたことを [ ] 証人から聞いた、このことを証言しているようなんですが、まず、証人から [ ] 警部補には何か言いましたか。

弁解録取書が廃棄された後、まあ、弁解録取書の廃棄が発覚した後ですね、[ ] 警部補から、私はもう安積が嫌いなんでと、もう絶対許さないんでという、すごいけんまくで私に当時の状況を聞いてきて、なんで認めの調書が取れるんだということを聞かれましたので、まあ、

島田さんも訂正してくれたと思ってましたというようなことを言ってたんで、私、実際見てはいませんが、それじやあ、まあ、直したふりでもしたんじやないですかと、このように答えました。ただ、まあ、その後に、■警部補には、私は実際見ていませんので、安積警部補の主観的なところは分かりませんので、直したふりをしたとは言えませんよと、分かりませんよということは何度も伝えております。

そもそも証人は、安積警部補がパソコン上で直したふりなどをした状況は見ていたんですか。

真後ろに位置していたので、そこは見ていません。

先ほど話にありました、島田氏が、まあ、はいなどと述べていた安積警部補と島田氏とのやり取りからすれば、該当部分を削除したり、ましてや直したふりをする必要などはなかったんじゃないでしょうか。

なかったと思います。

先ほど話にありましたが、■警部補は安積警部補のことを嫌いだったんでしょうか。

それは本人が言っておりました。

この弁解録取のことに関しまして、■警部補には証人から何か言ったことはありましたか。

■警部補には何も言っておりません。

丙A第107号証を示す

こちらは、最終的に作成された弁解録取書で、地検に対して送致をされたものになるんですが、弁解の録取部分、実際に録取された部分は項目2の僅か4行程度の内容ですね。

はい。

これに削除された文言が入っていたとしても、内容的には5行から6行程度にしかならないところなんですが、島田氏は、この分量で、しかも自ら求め

た修正箇所の記述を読み飛ばしたり、見落としたりとかすることは通常あり得るんでしょうか。

通常はあり得ないと思います。

その後、1通目の弁解録取書は誤って廃棄されてしまったということなんですが、その原因は何だと証人は考えますか。

安積警部補が正しいリカバリー方法を理解していなかった、また捜査手続についても理解していなかったのが最大の要因だと思います。

これに関して、リカバリー方法、適切な捜査手続というのは、証人としてはどのようなことをすべきだったと考えますか。

私であれば、弁解録取書が2通になった経緯をまとめた報告書を1本付けて、弁解録取書2通を地検に送っていたと思います。

この訴訟で、一審原告らは、安積警部補が意図的に1通目の弁解録取書を廃棄し、弁解録取の実態を隠蔽しようとしたなどと主張しているようなんですが、弁解録取の手続において、隠蔽しなければならないような事実など存在していたんですか。

なかったと思います。

当時、安積警部補は、弁解録取書1通目について、もうこれは捨ててしまうなどと意図的に廃棄することを示唆した言動などはありましたか。

ありません。

甲第188号証を示す

こちら、コメント文書といって説明をさせていただきます。冒頭のところには、「被疑者弁解録取状況報告書」というタイトルがありまして、2枚目以降には、枠外にコメントが付されております。このコメントについては、証人自身が記載したもので間違いないありませんか。

はい。

この被疑者弁解録取状況報告書は、1通目の弁解録取書が廃棄されてしまつ

た、その経緯を明らかにするために安積警部補が作成中のものであったことに間違いありませんか。

はい。

どうして証人は、安積警部補が作成中のこの報告書にコメントを付そうというふうに考えたんですか。

経緯はどうであれ、弁解録取書が廃棄されてしまった事実がある以上、公判であらぬ疑いや指摘がなされるだろうと考えておりましたので、より正確で詳細な報告書を作る必要があったと考えていました。にもかかわらず、私の記憶、認識、これを確認することなく、安積警部補が1人で作成してしまったことに不満を持っておりましたし、私の認識とも大分そごがあったので、そのことについてコメントを付したものです。

証人は、このコメントを誰に見せるつもりで作成をしたんでしょうか。

当時、捜査状況についてよく話をしていた [REDACTED] 巡査部長です。

[REDACTED] 巡査部長にだけ見せるつもりであったから、言い回しもやや砕けた内容になっているということでしょうか。

はい。

安積警部補や捜査幹部に対して意見具申をするためにこのコメントを付したことではないんですか。

この段階ではそうです。

コメントの内容について質問いたします。2ページ目の一番上のコメント部分があります。こちらには、読み聞かせはしていないという表記がありますが、安積警部補は録取した内容を読み聞かせていなかったんですか。

パソコン上で読み上げて読み聞かせはしていました。

パソコン上の内容を印刷したもの自体は読み聞かせをしていなかったという認識だったんでしょうか。

はい。

3ページ目の中段にありますコメントを示します。こちらの中段のコメントの中には、「完全なる虚偽報告。」というような記載がありますが、報告書のどういった部分についてそのように考えたんでしょうか。

島田さんが、この「私の目の前で処分していただかないと納得できません。」というようなことを私は言っていないと記憶していたので、その部分だと思います。

証人としては、処分してくださいとは言っていないが、なかつたことにしてくださいというふうに言われたと認識していたということでしょうか。

はい。

なかつたことにしてくださいという言葉と処分してくださいという言葉に、実質的な違いは証人の中ではお持ちだったんでしょうか。

いや、言葉の意味としてはそこまで違いはないのかもしれません、島田さんが目の前で処分していただかないと納得できないからしがなくやったというふうに受け取られてしまう、なんか島田さんのちょっとせいにしたいのかなというようなあれば受け取れてしまうので、それは違うのではというところでコメントを付しました。

その後、安積さんと認識のすり合わせ、確認が行われたということだったんですが、安積警部補が処分してくださいとこの報告書に記載した内容については、どういう認識でこのような書き方をしたというふうに言っていましたか。

まあ、安積警部補は、自分はこういうふうに言ってたと記憶しているんだけどなあというようなことを言ってました。

島田さんが処分してくださいと言った、島田さんのせいにしてなどと考えてこのような記載をしたとは言っていなかつたですか。

はい。

また、この3ページの一番下の欄のコメントのところですが、「どっちが犯罪者か分からん。」というコメントがあります。これも証人の認識、記憶と異なる記載があるこの報告書が作成されようとしていたことに対するものなんでしょうか。

はい。

このような虚偽報告であるとか、犯罪者との点は、一部過激な表現というふうにも読めるんですが、どうして証人としてはこのような記載ぶりに至ってしまったんでしょうか。

まず、本当に安積警部補が犯罪者ということは当時も今も思っていませんし、前提として、████巡査部長に見せるだけのものとして作成したからです。また、弁解録取状況報告書作成に当たって、私の意見を聞くことなく、1人で作成したということに不満を持っていたからこのような表現になっていると思います。

#### 丙A第125号証を示す

こちらは、「被疑者弁解録取状況報告書」とありますて、最終的に完成した地検に送致をされた報告書となりますて、この報告書作成に際しては、安積警部補から証人の認識等について確認がなされたんでしょうか。

はい、お互いの認識をすり合わせて作成されました。

その際に、安積警部補から口止めをされたり、無理やり認識を押し付けられたりしたことはありませんでしたか。

ありません。

先ほどのコメント文書の中では、証人から様々な指摘がなされているようですが、原判決で認定された、安積警部補が欺罔を用いて弁解録取書を作成した、この手続に関して指摘する内容というものだったんでしょうか。

違います。このコメント文書は、安積警部補が作成した被疑者弁解録取状況報告書、これが私の記憶とそごしていたので、そのことを飽く

まで指摘するものになります。本件弁録の違法性について言及、指摘したものではございませんし、当時も今も欺罔を用いて弁解録取書を作成したという認識はございません。

こちらのコメント文書については、本訴訟において、一審原告側から証拠として提出されているものになるんですが、これを作成した立場としてどのように思いますか。

このコメント文書というのは、正規の報告書、お互いの認識をすり合わせて作成された弁解録取状況報告書が完成した時点で役割を終えているものです。私にとっては不要なものです。にもかかわらず、本件弁録の違法性を指摘したものだと誤った形で利用されていることについては、私としては不本意なところです。

最後に質問いたします。この訴訟でも、一部の捜査員からは当時の捜査について様々な認識、意見、こういったものが述べられているようなんですが、証人は、何が原因でこのようなことになっているんだ、何が原因かというふうに考えていますか。

一番の原因是、やっぱり係内の人間関係の不和だったと思います。当時の捜査員の意見に幹部が耳を傾けられなかつた、また捜査員も幹部の方針に理解を示せなかつた、こういった人間関係の不和というものが係内で波及していたことがまあ要因かなと、不安要素については、議論を尽くしていれば誤解というものは解消されたと思いますし、臆測というものが一人歩きすることはなかつたと、このように考えております。

一審原告ら代理人（我妻）

あなたは、2020年3月11日に、当時、巡査部長として、安積警部補と共に島田さんの逮捕及び弁解録取手続を担当されましたね。

はい。

島田さんの弁解録取は、警視庁公安部外事一課で行われたということによろしいですか。

はい。

弁解録取を行った部屋の様子を伺います。島田さんと安積さんは、机を挟んで向かい合って座っていたということですか。

はい。

安積さんの目の前には、弁解録取書を編集したり、あるいは印刷するためのパソコンが置かれていた、これも間違いないですか。

はい。

弁解録取に当たっては、島田さんと安積さんはやり取りをしているわけですけれども、あなたはどこで何をしていましたか。

安積警部補の後ろに位置しておりまして、そのときの状況を聞いておりました。

後ろにいたというのは、具体的に立っていたのか、座っていたのか、どちらですか。

座っていました。

お二人の様子はその位置から見えましたか。

のぞき込まなければ見えない位置でした。

声は聞こえましたか、お二人の。

声は聞こえました。

それから、座っているときに、あなた自身は何かメモだとか記録は取っていなかったんですか。

記録は取っておりました。

取調べの時間とか、話していたことに関して、自分でメモをつけられていた。

そうです。

弁解録取ですけれども、まず、安積さんが白紙のゲラを島田さんに見せて読

み聞けをしたというところなんんですけど、そこから始まっているのは間違いないですか。

いえ、まず、島田さんの弁解を聞いた上で白紙に印字したものを作成していたと思います。

紙に出したものを島田さんが確認をして、社長や相嶋さんからの指示はなかったというような趣旨のことを申し出たということですね。

はい。

それに対して、安積さんが前の供述を持ち出して説得をして、島田さんが、まあ、はいとおっしゃった。

はい。

島田さんは、指示はなかったというお話をしたときに、今言った内容に沿って弁解録取を修正してほしいということはおっしゃいませんでしたか。

言っておりました。

言っていた。

はい。

ただ、結局、安積さんは直さなかつたわけですね。

安積警部補が趣旨の説明をした際に、島田さんも納得したので、そこは直さなくていいものと思ったと思います。

安積さんは、修正の依頼には同意をしなかつたということですか。

同意をしなかつたではなく、島田さんが納得したものと思っていたので訂正しなかつたと、私はこのように記憶しております。

乙第53号証、乙第103号証を示す

まず、53号証の1本目の陳述書の3ページ、「3 本件弁解録取手続について」とある項目、その2段落目、「安積警部補が弁解録取の内容を島田氏に確認させると、」からありますね。この段落、「島田氏は、「まあ、はい」などと述べていました。」というところで終わりますけれども、ここに

書かれている内容、今おっしゃったのがここに相当する部分ということで間違いないですか。

そうなると思います。

同じく103号証の5ページ、「また、」から始まる段落の8行目、「ただ、間違いなく言えるのは、」とあるところ、ここから始まりますけれども、53号証で今確認したところとおおむね同じような内容が書かれていると思いますけれども、ここもそういう趣旨、ここもそれに相当するやり取りということになりますか。

そうだと思います、はい。

下書きというか、ゲラと呼んでいるんですかね、を、見せて、今みたいなやり取りがあったときに、島田さんは、ガイドラインに沿って非該当と判断していたということはおっしゃっていましたか。

ガイダンスですか。

ガイダンスでもいいですよ。

そうですね、そのようなことを言ってたと思います。

ガイダンスに沿って非該当と判断して輸出したということはおっしゃってたんですね。

言っていたと私は記憶しております。

じゃあ、それを弁解録取に書いてくれという要望はありませんでしたか。

ありましたが、それも、結局、安積警部補が趣旨を説明した上で島田さんが納得したので、反映させなかつたものと思っております。

ゲラを確認し終わって、印字したものを確認して署名指印を終えた後に、島田さんが異議を申し立てたということですよね。

はい。

島田さんがそのときおっしゃった言葉、あなたの陳述書から引きますけれども、「私が言ったところは訂正してくれていると思っていました。警察がま

さかこんなことをするなんて・・・」とありますけれども、まず、こう言ったということはいいですか。

私はそのように記憶しております。

あなたの記憶だと、安積さんは社長なり相嶋さんなりの指示の点もガイダンスのところも結局修正しないで納得したのに、こう言ったということになるわけですか。

どういうことでしょうか。ちょっとよく分からんんですが。島田さんがそういうことを申し立てた後に、安積警部補が今までの経緯、客観資料等を説明したところ、島田さんが納得したんで、それを反映しなかったという認識です、私は。

だから、納得したんで反映させなかつたのに、島田さんはこんなことをおっしゃったということですか。今読み上げたこと。

署名指印した後にそういうふうに言っておりました。

それってすごく不自然だと思うんですけど、なんでそんなこと言うんだろうって思いませんでしたか、あなた。

それは島田さんに聞いてみないと分からないんですが。

じゃあ、あなたは、島田さんがこういうふうな発言をした理由は分からないということですか。

分かりません。

もう1つなんですけれども、島田さん、納得して署名指印まで終わっていたという認識なんですよね、一度。

はい。

納得したんだったら、なんで弁解録取書をもう1回作り直すという話になつたんですか。

それは、島田さんがかなり興奮しておりましたし、そうしないと納得できないというようなことを言っておりましたので、飽くまでも弁解

を聞くものですので、まあ、そのようにしたものだと思います。

そのやり取りがあった後に、もう1回弁録を作り直すことになって、社長や相嶋さんから指示を受けてという部分は消して作ったということですね。

はい。

もう1度確認しますけれども、その下書き、ゲラを見ているときのやり取りの中で、社長なり相嶋さんからの指示はなかったということ、それからガイダンスに従って非該当と判断したということ、島田さんはこれをまずおっしゃった、ここまでいいですか。

はい。

だけれども、安積さんが前の供述のことに言及して、結局、納得したので修正はしていない。

そうだと思います。

その後に、署名指印が終わって、島田さんが異議を述べ始めたということになりますかね。

はい。

後に提出する甲第204号証を示す

こちらのノートは、証人が書かれたものですか。

はい、そうです。

2ページ目からですけれども、「3／11」とあります。左上の部分ですね。

はい。

これは、2020年3月11日、島田さんが逮捕されて弁録を行った日のことですね。

そうです。

そこからめくっていって、例えば4枚目、一番左肩のところ、「3／19」とありますよね。これがその2020年3月19日のことを指していますよね。

はい。

そのままずっと行って、一番最後のページから3枚目、「3／24」と右のページにあります。これも2020年3月24日のことですか。

はい。

2ページ目に戻ります。「3／11」とあるページですけれども、この左側半分の部分、「検索差押」「任同」「逮捕」「引致」「弁録」と上から漢字で書かれてますけれども、これは島田さんに関する手続の各時刻を書いている部分ですか。

はい。

それから、右半分、右上のところ、「弁ろく」というふうに四角で囲ってあります。これは弁解録取手続のときに書かれたものですか。

はい。

先ほど弁解録取のときに、取調べの時間だとか、おっしゃっているやり取りをメモされていたと言ったのはこのノートということになりますか。

はい。

では、右半分を見ていきますね。まず、「ガイドライン・相嶋さんの言葉」というお話がありますけれども、ここで書かれている「ガイドライン」、あと「相嶋さんの言葉」というのは、1つはガイドラインに沿って非該当で輸出したということと、もう1つは社長あるいは相嶋さんからの指示がなかつたというお話、それをおっしゃっていたということを書き留めている趣旨と理解していいんですか。

そうです。

真ん中のところですけれども、「指示はなかった。何故言ったことが～」「不正でもない、非該当とする方針なんてなかった」、これも島田さんの言葉ですか。

はい。

「何故言ったことが」というのが「～」で切れているんですけども、ここは何をおっしゃってました。

いや、それは記憶にちょっとございません。

いずれにせよ、ここで指示はなかったということを書いてくれということは島田さんはおっしゃってたわけですね。

はい。

それから、次のページ、めくっていただきて、真ん中のところ、「ガイダンスが私の判断基準になっていたんです。だからそう書いて下さい。」、これも島田さんの言葉ですか。

はい。

こういうふうに修正2か所、要点2つですね、島田さんが求めたということはいいですよね。

はい。

あなたは、先ほどその修正するかどうかというところについては、安積さんは前の供述の話をして島田さんを納得させたから修正しなかったとおっしゃいましたよね。

はい。

最後のページから2枚目を御覧いただければと思います。左肩のところ、「3／11の件」と書いてますね。

はい。

これも、その2020年3月11日、島田さんの弁解録取のときの状況を書かれたものですか。

まあ、当時、書いたものじゃありませんが、そうです。

このページを書いたのは、おおむね、安積さんの先ほど主尋問でも見た報告書のドラフトを見ているとき、だから3月24日、25日前後ということになりますか。

その時期だったと思います。

そこに書いてある状況、左上のところですけれども、「弁録時の状況」「取調官がゲラを島田に見せ、訂正を申し立てる。」、「取調官」というのは安積さんのことですね。

はい。

「訂正を申し立てる。」というのは、今振り返ったガイダンスのことと、あと社長あるいは相嶋さんの指示のこと、この要点2つのことについてということですか。

ああ、そうだと思います。

その下、「分かりました、といい訂正のためパソコンを叩き、訂正したものを見字し、読み聞け。」と書いてますね。

はい。

「分かりました、」と言ったのは誰ですか。

安積警部補だと思います。

訂正のためにパソコンをたたいて、訂正したものを印字したものも安積さんですかね。

はい。

あなた、先ほど島田さんからそのガイダンスと指示のこと2点の修正を求められて、安積さんは修正しなかったとおっしゃってましたけど、ここに修正したって書いているんですけど。

そもそもこれは、廃棄された経緯、誤廃棄されてしまった経緯を書き留めようと思ったものなんで、その弁録の訂正うんぬんについてはさらっと書いてるだけなので、特にそこを重要視して書いたものではありません、これは。

重要視して書いたものではないから、ここに書いてあることはうそだということですか。

うそではなく、その弁録の訂正のことについてはさらっとしか書いておりません、これは。

さらっとしか書いてない。じゃあ、もう一度読み進めましょうか。そのページの一番下のところ、「訂正していただいていると思ってました まさか警察がこんなことをするなんて」ってありますよね。

ちょっと待ってください。

一番下です。左半分の一番下のところ。

裁 判 長

ゆっくり読んでもらってから質問し直したらどうですか。ゆっくり読んでみてください

(黙読した)

一審原告代理人（我妻）

大丈夫ですか。

はい、大丈夫です。

左半分の一番下のところ、「島田「訂正していただいていると思ってました まさか警察がこんなことをするなんて」」ってありますね。

はい。

これは、先ほど署名指印した後に異議を申し立てた島田さんの発言に対応するものですね。

はい。

右半分に行きます。右半分も読まれてますかね。

右半分は、はい、ある程度大丈夫です。

確認できましたかね。

はい。

島田さんが、まず冒頭のところ、「怒って弁ろくを破ろうとする。私が制止する。」、「私」というのは、これはあなたのことですよね。

はい。

真ん中下、「取調官が戻ってくる」とあって、その下から、「取調官が「分かりました。じゃあ作り直します。」「島田「はい。」」と書いてますね。

はい。

ここから作り直しをしたわけですよね。弁解録取書。

そうです、はい。

で、「また訂正し、」と書いてますね。

この記憶はちょっとないですけども。

記憶がない。

今は思い出せません。

当時、このノートにあなたは自分が見ていないことを書いたという記憶は逆にありますか、じゃあ。

それはないです。

それはない。

はい。

次のページに行きましょうか。一番最後のページです。御覧いただけましたかね。

はい。

「これはもういいですね」というの、これは安積さんの発言ですよね。一番上、左上のところです。

あ、そうです。

「島田「はい、お願いします。なかつたことにして頂きたい」」というふうに島田さんがおっしゃったということですね。

はい。

このときに、処分してとまでは言ってなかったというのがあなたの今の記憶ですよね。

そうですね。

そういう意味では、このノートはその今あなたの記憶とも合致しているところもあるということですか。

はい。

先ほどコメント付き文書というので出されたと思うんですけども、完全なる虚偽報告とか、どっちが犯罪者かというコメントを書いてましたよね。

(うなずく)

それをそこまで書いた理由を、すいません、主尋問でお話しいただいたと思うんですけども、もう1回おっしゃっていただけますか。

いや、結局、弁解録取書、経緯はどうであれ、結果、廃棄されてしまったわけです。そうなったら、まあ、公判においても指摘されてくると考えておりましたので、より詳細に弁解録取状況報告書というのは作るべきだと思っていたのに、安積警部補が1人で作ってしまったと、そういうことに不満があったというところ、で、大前提として、福田巡査部長にしか見せるつもりがなかったので、そういう過激な表現になっていると思います。

あなた、当時、巡査部長ですよね。

はい。

安積警部補は、職位的には上位の方に当たるということですよね。

はい。

同僚に話をするとはいえ、上司を犯罪者呼ばわりする、そういうコメントを付けて話をするということは、あなた、ふだんやるんですか。

ふだんはやっていません。

相当異例なことだということですよね。

まあ、正確な報告書を作らなきゃいけないのに、勝手にやったことに対しては相当不満を持っておりましたね。

だから、あなたがこの犯罪者だとか、完全なる虚偽とか、そういう過激な言葉を使ったのは、弁解録取の状況の報告書を作るときに、自分に話を聞いてくれなかつたということじゃなくて、安積さんが書いてきたドラフトが事実とてんで異なるということに怒ってたんじやないんですか。

だから、私の記憶とそごがあること、これについてもそうですし、まあ、まずは不満のほうが強かつたですかね。

あと、殺菌の解釈を島田さんが誤解していたかどうかということについてお伺いしますけれども、主尋問で運用通達を示していたということをおっしゃってましたよね。

はい。

運用通達に、主尋問であなたがおっしゃられた解釈というのは完全に全部書かれていますか。

特定又はというところですかね。特定又はとか、細菌の全てを殺すとか、そういう話ですか。

という話をおっしゃいましたよね。

はい。

それは書かれていますか。

そこには書かれておりません。

#### 乙第6号証の2を示す

2ページ目、真ん中辺りのところなんですけれども、問答形式で書かれていて、「答」とあるところありますね。「実は、私も改めて勉強したんだが、滅菌殺菌の定義とは。」と書いてますよね。

はい。

この答えをおっしゃったのが島田さんですか。

あ、そうだと思ひます、これは。

「問」とありますね、次のところ。「滅菌はあらゆるものが死滅。殺菌はそ

れより弱いのは当たり前で、規制の文言が求めていることを自分で考えろ。粉体にした菌や毒素の残りではないのか。」と書いてますね。

はい。

この問い合わせのところを発言したのは安積さんですか。

はい。

このとおりにおっしゃってたって理解していいんですか。

当時のことは覚えておりません。ただ、メモにはこう記載されています。覚えていない。

はい。

こんなやり取りがメモに残っているんですけど、この当時、既に先ほどおっしゃられた解釈というのは、公安部の中ではそういう解釈でいくということはもう決まってましたよね。

全てを殺菌できるということですよね。

そうです。

はい。

安積さんがその解釈をここで示さなかったのはなぜですか。

それは安積警部補しか分かりませんが、これは運用通達を示した後のメモですか。どっちなんですか。それによって、ちょっと分からぬんですが。

運用通達を示す前だと思いますが。

じゃあ、その後に運用通達を示しているので問題ないと思いますけど。

丙A第87号証を示す

「資料3」とあるところから始まるものの1ページ目、「1／8」、真ん中よりもちょっと下のところ、「島田」というふうに左の部分に書いてあって、ここから島田さんの発言が書かれているという趣旨で、「4月からS／Dは輸出該当商品になりました。今後のS／Dの本体・部品の輸出に関しては」。

うんぬんと書いてますね。

はい。

先ほど主尋問で、規制が始まったときに、基本的に許可が必要だというふうにおっしゃられてたというのは、ここ箇所のことを指しているということを理解していいんでしょうか。

まあ、これは規制導入前ですけど、はい。

ですよね。

はい。

この発言がされたのは、2012年の話ですよね。

はい、そうです。

日本で本件要件ハを含めて噴霧乾燥器の規制要件3つが定められたのは、2013年に入ってからですね。

はい、そうですね。

だから、そこに書かれている議事録の発言というのは、本件要件ハはもちろんそうだし、イも口の要件も省令として定まってないときの発言ですね。

経産省とやり取りして、この当時にはもう条文というものは決まってましたし、私はそのように理解しております。

条文が決まってた。

経産省からあらゆる方法が含まれるということは示されていたと思いますけど。

今私が聞いているのは、この2012年の島田さんの発言というのは、2013年に要件3つを含めた省令が規定される前の発言ですよねというところをまず確認しましたね。

まあ、施行される前ではあります。

だから、この2012年の段階では、本件要件ハどころか、イも口も日本語の省令にはなってないときなんじやないんですかということです。

いや、ある程度形にはなっていたと思います。

ある程度形になっていたかどうかというのは、あなた、知っているんですか、それ。

やり取りしますよね、経産省とメールで。

あなたは、そのやり取りから、もうある程度形になっていたと、そう思われているということですか。

はい。

(以上 名児耶 明子)

島田さんの供述の中で、CIP機能付きのものが要件ハに該当すると理解してたなんだけれどもそれは不合理だと思われてたという話を主尋問でおっしゃられましたね。

も、客観事実と矛盾するのかなと。

その1つの根拠として、CIP機能付きのものというのを、要件ハ非該当として輸出していたからということをおっしゃいましたかね。

ああ、それだけではありませんが、まず1つはそれです。

それって、どのケースのことか今、覚えてらっしゃいますか。

ちょっとそこ、案件、ちょっとと思い出せません。

乙第6号証の3-2を示す

3ページを御覧ください。マークが打ってあるんですけども、「WGCの装置はCIPが付いているのに、」何とか「はこの案件でハを非該当としているので、私は」何とか「に「CIP等が該当する」などと一切言っていないのでは。」というふうに書かれてますね。

はい、書かれてます。

先ほどおっしゃられた、CIP付きだけども要件ハ非該当にして輸出しているというのは、このWGCの輸出のケースのことではないのですか。

ああ、そうだったと思います。

WGCの件で輸出した噴霧乾燥器について、島田さんは何かほかにおっしゃってませんでしたか。

ちょっと今、思い出せません。

#### 甲第187号証を示す

5ページのところからです。下のほう、下線を引いてある箇所があると思います。下から6行目の辺り、「この間見てもらいましたタイのWGCに行つたと言っていましたよね、これだって向こう側の人間と会社側の打ち合わせで「生産停止後、必ず洗浄して乾燥運転（温度による殺菌をしてから再生産して下さい）」とある。乾燥運転、温度による殺菌。乾燥運転、でいいんですよ。空焚きなんて言葉は使わなくて良いですよ。無理に。」と。これは、そのWGCのケースのことを安積さんが島田さんに聞いている箇所ですか。

今、ですかと言われても、ここに書いてあるということはそういうことなんじゃないでしょうか。

その下、「ではこの装置は該当ですか？」、これが島田さんの発言ですよね。

そうだと思います。

「この装置は完全に該当ですね。もちろんですね。」、これは安積さんの発言ですね。

まあ、順番的にそうなんじゃないでしょうか。

次のページ、6ページのところ。3行目です。これは色が変わっているので島田さんの発言だと思いますが、「いや、定置ではないと言っているんですよ。」。1行飛ばして、「そういうふうに考えていましたと言っています。」というふうに書いてますよね。

はい。

島田さんはWGCのケースに関しては、CIPを使うためには噴霧ノズルを取り外して洗浄用ノズルに付け替える必要がある、つまり分解が必要だから定置じゃないとおっしゃってたんじゃないんですか。

この文面だとそういうことだと思います。

それはおっしゃってた。

だから、この文面だとそうだと思います。

文面だとというのは、どういうことですか。

私の記憶にはございません。

記憶はない。

このやり取りの記憶はございません。

じゃあ、このやり取りに限定しなくてもいいんですけど。

定置したということは言っておりました。ただ、空だきの認識については、別にこの部分だけをもって、空だきの認識があったんじゃないかと我々が思っていたわけじやありませんので、経産省から、あらゆる方法が含まれる、島田さんも温度、100度等を保てば殺菌できるというふうに言つてるので、空だきの認識がないということは不合理だと思っておりました。

もう1回聞き直します。別に、今、示している証拠に対応する取調べのときでなくとも構いませんけれども、CIP付きのものを要件ハ非該当として輸出していたというケースに関して、島田さんが先ほど言ったような定置じやない、分解が必要だから定置じやないという弁解をしていた、ここに関する記憶はあなたは今、ない。

記憶はないです。ただ、この文面を見ると言つてたんだなど。

ただとかいいから。あるのか、ないのか。

ないです。

一審被告東京都指定代理人（嶺）

後に提出する甲第204号証を示す

先ほど弾劾証拠として出されたものを示します。先ほど証人は、このノートについては自分が作成したもの、自分のものであるというふうにお話しされ

ましたが、それはどういったところを見てそう思ったんでしょうか。

字が私の字なので。

字体が自分のものであるからということですかね。

はい。

このノートはそもそもどういった目的で当時、作成をされていたものなんでしょうか。

取調べの状況、これは取調べメモを作るために記載していたものになります。

このノートそのものを誰かに見せたり、コピーを取ったものを誰かに示したりするような目的で作成されたものですか。

違います。

証人はこれまで、この作成から現在に至るまで結構ですが、このノートをコピーしたものを誰かに渡したりだとかはしましたか。

していません。

それでは、ここに、この証拠としてこのノートが現れたことについては、どうしてなのかというところは分からぬということでしょうか。

まあそうですね、はい。

内容について二、三伺います。2枚目の部分ですが、日付が「3／11」と記載がありまして、これは実際に弁解録取がなされた日付ではあるんですが、ここに書いてある内容は正にその日にこの弁解録取の中で行われた内容、やり取りについて記載をされたものということでよろしいでしょうか。

はい。

このような内容、弁解録取に際して発言した内容、被聴取者が発言した内容をどこまで弁解録取書に記載するのかということについては、一般的には取調べ官の判断でなされるというものでしょうか。

そのように思います。

その後の、末尾から2枚目に、「3／11の件」というふうに記載がされております。その1ページ前なんですが、右側のページの冒頭、「3／24」というふうに記載があります。戻りまして「3／11の件」というふうに書いてあるところについては、ここで時系列的に考えると、これが記載されたのは3月24日以降の話ということでしょうか。

そうだと思います。

そうなってくると、ここに記載されている内容は、3月11日その日に書いたものではなくて、3月24日以降に思い出して記憶を喚起して記載したものということでしょうか。

そういうことになりますし、まず言つておきたいことは、弁解録取書、これは廃棄されてしまったという経緯があるので、このやり取りが、この記載というのは、訂正うんぬんの話をまず記載する、それを書き留めておこうと思ったものではなくて、2枚目にあるんですが、これをどうするんだろうという私の認識も書いてあります。こういう訂正、廃棄してしまった経緯、それを私が明らかにするためにこういう文を作っているのであって、これは飽くまで、その訂正、弁録の訂正について、違法性について、これは書いたものではありませんので。

先ほど主尋問で言ったコメント文書、その後に作成された丙A125号証の正式に作成された弁解録取状況報告書、時系列的に伺いますが、このノートに記載をされた後に、この内容を踏まえてコメント文書、コメントを付したことによろしいでしょうか。

そのように思います。

そのコメント文書が作成された後、安積警部補等との認識のすり合わせが行われた後、丙A125号証、実際に送致をされた弁解録取状況報告書が正式なもの、正規な認識のものとして作成され送致されたということは主尋問で先ほどおっしゃったとおりでしょうか。

はい。

このノートの中で、分かりましたと言ってキータッチをしていたという記載がございました。

後に提出する甲第204号証を示す

下から2枚目の「分かりました、といい訂正のためパソコンを叩き、訂正した」という話があったんですが、証人は主尋問でもおっしゃっていたとおり、パソコンの画面は見れる位置にいたんでしょうか。

おりませんでした。

ということは、キータッチの音は聞こえたものの、ディスプレイでどのような修正、どのような入力をしていったかということについては把握をしていなかつた。

把握をしておりませんでしたし、これはかなりはしょって書いてますので。

裁 判 長

今のは甲204号証のどこのことを言ってますか。

一審被告東京都指定代理人（嶺）

下から2枚目の左側部分、上から5行目、「分かりました」というところから始まる文章なんですが、証人の認識として、ドラフトの状態から弁解録取書の段階に入る際に、何かしらのキータッチですかキー入力があつても不自然だとは思いますが。

いや、思いません。

なので、キータッチがあつたからといって、直ちにこの弁解録取状況を一部作成した、削除しなかつた、直す振りをしたということではないということでしょうか。

そうですし、これはかなり状況をはしょって書いておりまして、島田さんが、ちょっと待ってくださいと訂正を申し立てた後のことについて

て記録に留めておこうという趣旨ですので、訂正のやり取りについて詳細に記載したものではありませんし、そこははしょっております。一番最後のページを示します。左側ページの冒頭から2行目のところ、「はい、お願ひします。なかつたことにして頂きたい」とありますが、これは証人が、島田さんが言った発言として認識、記憶していたものをこのノートに記載していたということでしょうか。

記憶を思い出しながら記載したものと思います。

先ほどのコメント文書にもこのように、なかつたことにしてくださいとは言っていたというふうに指摘するコメントがあったかと思うんですが、それも証人の記憶に基づいてのということでしょうか。

はい。

証人の記憶は絶対的に正しいという自信があつてのものだったんでしょうか。いや、絶対的ではないですが、まあ、私の記憶の限り書いたものだと思います。

その後、安積警部補との認識、記憶のすり合わせが行われた後に、処分してくださいとは言っていないというところについては訂正され、ほかの部分については訂正されなかつたこともあるということは、先ほど主尋問でおつしやつたとおりということですか。

はい、お互の記憶をすり合わせたものと思います。

最後に質問いたします。この甲204号証のノートなんですが、この作成から現在に至るまで、どこでどういった形で保管をされていましたか。

私のデスクの引き出しに保管しておりました。

このノート、コピーして渡したことはないと言っていましたが、誰かに内容を見せたり、こういうふうに書きましたよということを誰かに見せたりしたことありましたか。

いえ、ありません。存在を知ってる人はいたと思います。

ノートして、記録を残していたことを、存在を知る一部捜査員はいたかもしれないが、その捜査員に対して内容を見せたりだとか、そういったことはしていないなかつた。

一切しておりません。

一審原告ら代理人（我妻）

今、甲204のお話、ノートの話ですけれども、この3月11日のことについて、あなたの中ではっきり記憶ってあるのかないのか、どっちになるんですか。

今だと、もうそのときの記憶はうっすらしかないです。  
うっすらしかない。

はい。

後に提出する甲第204号証を示す

後ろから2枚目、今、再主尋問のときにちょっと示されたところですけれども、これ、訂正を申し立てた後のやり取りだというふうに話があったと思うんですけど、訂正を申し立てた後というのは、いつのこと是指しますか。

島田さんが署名指印をした後の話。

署名指印した後。

の話を、厚くこれ、どう見ても書いてますよね。訂正うんぬんのやり取りについてはたった2行しか書いてないので、かなりはしょってます、これは。

もう1回、左のところをよく確認しますけど、6行目のところ、「島田、目を通して署名指印。」と書いてますね。

(うなずく)

これは、この箇所で破棄された弁録に島田さんが署名指印したという一節じゃないんですか。

廃棄されたほうということですね。

そうです。

島田さんが目を通してちゃんと確認した上で署名指印したということ  
が書いてあります。

だから、それより上に書いてある4行、取調べ官らから読み聞けとありますけ  
ど、ここはゲラを見てる段階のことですよね。

だから、そこを訂正して、ええと、弁解を録取する際のやり取りはか  
なりはしょってるので、そこをメインに書いたものじゃありませんか  
ら、これは。

はしょって書いてるとあなたがおっしゃってるのは、全部を書いてないとい  
うことに対するのか、まるで、ありもしないことを書いたというのか、ど  
っちですか。

さらっと書いただけであって、弁解録取書が廃棄されてしまったとい  
う結果がありますので、当時の状況について詳しく書こうと思ったも  
のにすぎません。

はしょって書いたとか、さらっと書いたから不正確な記載になったと言つ  
るんですか、これは。今、おっしゃってる趣旨がちょっとよく分からん  
んだけど。

不正確というよりかは、かなり当時のやり取りを省いてます。

省いてるということは、全部書いたわけじゃないという、それだけのことと  
いうことですか。

そういうことです。

裁 判 官 (加本)

先ほどから示されている甲204号証のノートなんですけれども、今回、あ  
なたの陳述書として出されている乙53と103、こちらの陳述書を作成す  
るに当たって、こちらのノートというのは参照されたんでしょうか。

さらっとしか見てないと思います。見ていなかつたかもしれません。

ただ、ノートに書かれていることは、あなたの記憶として、間違いなさそうであるということはよろしいんですか。

そうですね、概ね合ってると思います。

被疑者弁解録取状況報告書というのがありますけれども、こちらを完成させるまでに、あなたがこのノートを安積警部補に見せたというようなことはありますか。

ありません。

あなたの意見をおっしゃって最終的に完成させるというやり取りがあったとおっしゃったと思うんですけども、そのとき特に、あなたの記憶ではこうであるということを述べるためにこれを見せたということではないんですね。

見せておりませんが、コメント文書に書いてある内容と、まあ、大体同じようなことが多分書いてあると思うんですが、それを見せるというよりかは、それを口頭で説明してすり合わせて弁解録取書、状況報告書2通目が完成したものです。

島田さんの取調べが行われた際に、あなたが安積警部補の後方に位置していたとおっしゃいましたが、距離関係をもう1度、教えていただいてもいいでしょうか。

1歩程度、1メーターぐらいだと思いますね。

安積警部補の後方、すぐ近くにいらっしゃったということですか。

まあそうですね、1メーターぐらい、1歩程度、距離を空けたところ辺にはいたと思います。

安積警部補の手元は見えにくいけれども、島田さんとのやり取りについては基本的には全て聞こえるというか、聞いていらっしゃったということでよろしいんでしょうか。

声は聞こえています、はい。

裁判長

今の甲204号証というノートの写しなんですけれども、元はノートなんですね。

はい。

「Campus」という標題があるけど、1冊のノートになっている、その表紙と中のページがコピーされているものと、そういうことですかね。

はい。

先ほど、取調べのときに、今、聞かれていたあなたが同席されてたということなんですが、そこで、このノートを持ち込んでたんですか。

はい。

今、さっと見ていただいたとおり、「3/11」と書いた欄と、大分書いた後にもう1回、「3/11の件」といって後ろに付いてると2つあったんですけども、後のはうが後で書いたとして、「3/11」と書いてあるそれは、その持ち込んだそのときか、その直後かに書いたということですか。

いえ、弁解録取書が廃棄されたということが係内で問題になったという経緯があります。そのときに記載したものになります。

後に提出する甲第204号証を示す

単純な質問をしたつもりなんですけど、もう1回、確認ですけれども、甲204号証の2枚目に、「3/11」とあって搜索差し押された時間が書いてあって、その後にいろいろ書いてますよね。この記載は、いつ、どこでしたんですか。

これは逮捕当日です。

3月11日当日。

はい。

ちなみにどこというか、どのようなタイミングでしたんですか。

取調べ室です。

取調べ室で聞きながら書いたという理解でいいんですかね。

はい。

基本的に。

(うなずく)

いろんな前後の関係がありますけれども、一応、1回、弁解録取書ができて、3月11日の話なんですけれども、島田さんから、自分の言ったことと違うとか言ったことが書いてもらってないというお話があったということでしたかね。

はい。

大きく言うと2つ話題があったということですかね。

はい。

指示という話と、ガイダンスという話でいいのですかね。

私はそのように記憶します。

指示というのは社長とかの指示でという話ですよね。

はい。

ガイドラインかな、ガイダンスと言ったのをガイドラインの言い間違いかもしれないですが、ガイドラインというのはあなたとしてはそれはどういう話と理解して今、記憶してるんですか。島田さんはどういうことを言って、それを書いてもらっていないというふうに言ってたということですか。

結局、そこにはたしか、曝露防止だか、そういういたものが上がるというような内容を書いてあるんですが、結局、それは経産省から示されたあらゆる方法というのが示されているのにガイダンスのほうを信じていたというのはちょっと矛盾があるんじゃないかと、経産省からは明確にそういうふうに伝えられているのでというところで安積警部補とやり取りしていたと思います。

いや、島田さんがね、私のこういうことを言ったことを書いてもらってないんですという話ですよね。

はい。

それは、島田さんとしては、どういうことを書いてもらいたいというか、言ったということなんですか。

ガイダンスがあるんでCIPと判断してたというような内容です。

ガイダンスがあるので、何ですか、もう1回言ってください。

ガイダンスを見て、ああ、ガイドラインを見て、CIP機能だと思っていたと。

CIPだと思っていたということ。

本件要件ハに該当する装置がCIP機能付きのものだと考えていたと。ガイドラインだかガイダンスを見て、CIP付きのものだけが要件ハに該当するんだと思っていたんですという趣旨を言っていたという記憶ですか。

はい、そういうことです。

そういう話があつてから安積さんがいろいろ話したんで、島田さんとしては納得した部分があるという話でしたっけ。

はい。

指示の話はさつき出てたんだけど、このガイドラインだかガイダンスの話は納得したんですか、してないんですか。

それも結局、今までの取調べでも散々やり取りはされておりました。

客観資料と事実と矛盾するというところで説明をして、島田さんは納得して、供述調書にも署名指印はしております。

あなたの記憶では、そこも安積さんの説明を聞いて納得したという、そういうことですか。

はい、これまで何回も安積警部補の説明に納得しておりました。

後に提出する甲第204号証を示す

2枚目の3月11日のところの右側、「弁ろく」と四角で囲んで「ガイドライン、相嶋さんの言葉」、ちょっと読みにくいんだけど、「については非

該当と解釈していました。少し涙目か。」というのは、島田さんが最初に言っていたことを書いたものであろうということでいいんですかね。

まあそうですね、そういう表情ですね。

その次のページ、もう1回、「ガイダンス」というのが出てくるんだけど、中頃で、「ガイダンスが私の判断基準になっていたんです。だからそう書いて下さい。」というのは、だからそういうことですかね。私の中では、そのガイダンスというものは基準になっていたからそのように書いてくださいという、そういう話があったという、そういうふうに読んでいいのですか。

そういう話が島田さんからはありました。

あなたの話だと、その後、安積さんと話をして島田さんは納得したと、そういうことですか。

そうです、そういう順序です。

そういう記憶ですか。

はい。

(以上　沓沢　美幸)

東京高等裁判所第14民事部

裁判所速記官　名児耶明子

裁判所速記官　沓沢　美幸

